

現行の認可保育園保育料(平成26年4月現在)

国 (保育所徴収金(保育料)基準額表)					世田谷区 (保育料)									
階層区分 第1階層～第8階層(8段階)					A、B1・B2、C1～C3、D1～D30(36段階)									
年齢区分 3歳未満児と3歳以上児(2種類)					3歳未満児、3歳児、4歳以上児(3種類)									
階層	定義		3歳未満児	3歳以上児	階層	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児				
第1階層	生活保護世帯		0	0	A	生活保護世帯		0	0	0				
第2階層	第1階層を除いた所得税非課税世帯	前年度区民税非課税世帯	9,000	6,000	B1	A階層を除いた所得税非課税世帯	前年度区民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	0	0	0				
					B2		前年度区民税非課税世帯(上記世帯以外)	600	6.7%	600	10.0%	600	10.0%	
第3階層	第1階層を除いた所得税非課税世帯	前年度区民税課税世帯	19,500	16,500	C1	A階層を除いた所得税非課税世帯	前年度区民税均等割のみ	2,000	10.3%	1,400	8.5%	1,400	8.5%	
					C2		前年度区民税所得割 5,000円未満	2,500	12.8%	2,100	12.7%	2,100	12.7%	
					C3		前年度区民税所得割 5,000円以上	3,200	16.4%	2,800	17.0%	2,700	16.4%	
第4階層		所得税 40,000円未満	30,000	27,000 <small>(保育単価限度)</small>	D1	A階層を除いた所得税課税世帯	所得税 3,000円未満	7,400	24.7%	6,800	25.2%	6,800	25.2%	
					D2		所得税 3,000円以上 16,801円未満	9,500	31.7%	8,800	32.6%	8,600	28.7%	
					D3		所得税 16,801円以上 30,000円未満	11,300	37.7%	11,200	41.5%	11,100	41.1%	
					D4		所得税 30,000円以上 60,000円未満	18,300	61.0%	13,100	48.5%	13,000	48.1%	
第5階層		所得税 40,000円以上 103,000円未満	44,500	41,500 <small>(保育単価限度)</small>	D5	A階層を除いた所得税課税世帯	所得税 60,000円以上 90,000円未満	23,000	51.7%	15,500	37.3%	15,400	37.1%	
					D6		所得税 90,000円以上 120,000円未満	26,500	59.6%	17,600	42.4%	17,500	42.2%	
第6階層	第1階層を除いた所得税課税世帯	所得税 103,000円以上 413,000円未満	61,000	58,000 <small>(保育単価限度)</small>	D7	A階層を除いた所得税課税世帯	所得税 120,000円以上 150,000円未満	29,200	47.9%	19,500	33.6%	19,400	33.4%	
					D8		所得税 150,000円以上 180,000円未満	31,500	51.6%	21,000	36.2%	20,900	36.0%	
					D9		所得税 180,000円以上 210,000円未満	34,700	56.9%	22,900	39.5%	22,700	39.1%	
					D10		所得税 210,000円以上 240,000円未満	37,100	60.8%	24,800	42.8%	23,000	39.7%	
					D11		所得税 240,000円以上 270,000円未満	39,400	64.6%	26,300	45.3%	23,300	40.2%	
					D12		所得税 270,000円以上 300,000円未満	41,300	67.7%	27,400	47.2%	23,600	40.7%	
					D13		所得税 300,000円以上 330,000円未満	43,800	71.8%	29,000	50.0%	23,900	41.2%	
					D14		所得税 330,000円以上 360,000円未満	45,800	75.1%	29,300	50.5%	24,200	41.7%	
					D15		所得税 360,000円以上 390,000円未満	47,500	77.9%	29,600	51.0%	24,500	42.2%	
					D16		所得税 390,000円以上 420,000円未満	48,900	80.2%	29,900	51.6%	24,800	42.8%	
					第7階層			所得税 413,000円以上 734,000円未満	80,000 <small>(保育単価限度)</small>	77,000 <small>(保育単価限度)</small>	D17	A階層を除いた所得税課税世帯	所得税 420,000円以上 450,000円未満	50,100
D18	所得税 450,000円以上 500,000円未満	51,800	64.8%	30,500		39.6%					25,500		33.1%	
D19	所得税 500,000円以上 550,000円未満	53,300	66.6%	31,000		40.3%					26,000		33.8%	
D20	所得税 550,000円以上 600,000円未満	54,800	68.5%	31,500		40.9%					26,500		34.4%	
D21	所得税 600,000円以上 750,000円未満	56,800	71.0%	32,000		41.6%					27,000		35.1%	
D22	所得税 750,000円以上 900,000円未満	59,800	54.6%	31,7%		31.7%					26,7%		26.7%	
第8階層		所得税 734,000円以上	104,000 <small>(保育単価限度)</small>	101,000 <small>(保育単価限度)</small>	D23	A階層を除いた所得税課税世帯	所得税 900,000円以上 1,200,000円未満	63,100	60.7%	33,000	32.7%	28,000	27.7%	
					D24		所得税 1,200,000円以上 1,500,000円未満	65,600	63.1%	33,500	33.2%	28,500	28.2%	
					D25		所得税 1,500,000円以上 1,800,000円未満	67,100	64.5%	34,000	33.7%	29,000	28.7%	
					D26		所得税 1,800,000円以上 2,400,000円未満	68,600	66.0%	34,500	34.2%	29,500	29.2%	
					D27		所得税 2,400,000円以上 3,000,000円未満	70,100	67.4%	35,000	34.7%	30,000	29.7%	
					D28		所得税 3,000,000円以上 4,000,000円未満	71,100	68.4%	36,000	35.6%	31,000	30.7%	
					D29		所得税 4,000,000円以上 5,000,000円未満	72,100	69.3%	37,000	36.6%	32,000	31.7%	
					D30		所得税 5,000,000円以上	73,100	70.3%	38,000	37.6%	33,000	32.7%	
					同一世帯から2人以上が入園する場合()		第2階層～第8階層の世帯				A階層を除いた所得税課税世帯			
ア. 該当する児童が2人以上の場合で、そのうち最年長のもの1人 全額 イ. ア以外の児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人) 半額 ウ. 上記以外の児童 無料 2人以上の就学前児童が、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通園部に入所又は児童デイサービスを利用している場合。				ア. 2人以上の児童のうち最年長の児童 全額 イ. 最年長の児童以外の児童のうち、最年長の児童 半額 ウ. 最年長の児童以外の児童のうち、イ以外の児童 無料 生計を一にする世帯から2人以上の児童が同時に保育を受けているとき。(認可保育園を利用する場合)										